

議案第 20 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例（平成 11 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号中「市民談話室」を「南行徳市民談話室」に改める。

別表第 1 市川公民館使用料の表第 3 会議室の項の次に次のように加える。

第 4 会 議 室	3 1 0 円	6 2 0 円
-----------	---------	---------

別表第 9 を別紙のように改める。

別表第 1 1 施設使用料の表中「施設使用料」を「グリーンスタジオ等使用料」に改め、同表文学研修室の項から音楽スタジオ 2 の項までを削り、同表の備考中「市外に居住する者又は市外の団体」を「市民等以外の者」に改め、同表の次に別紙の 1 表を加える。

別表第 1 1 企画展示室使用料の表の次に別紙の 1 表を加える。

別表第 1 1 附属設備使用料の表グリーンスタジオ 3 5 ミリスライド映写設備の項及びグリーンスタジオビデオプロジェクター設備の項を削り、別表第 1 1 観覧料の表中「市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成 6 年条例第 22 号）第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる企画展示室において」を「市が」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第11施設使用料の表の次に1表を加える改正規定及び附則第4項の規定 平成28年10月1日

(2) 別表第1市川公民館使用料の表第3会議室の項の次に1項を加える改正規定及び次項の規定 平成28年12月24日

(3) 第2条第1項第9号及び別表第9の改正規定並びに別表第11附属設備使用料の表グリーンスタジオ35ミリスライド映写設備の項及びグリーンスタジオビデオプロジェクター設備の項を削る改正規定並びに附則第3項及び第6項の規定 平成29年4月1日

(市川公民館の使用に係る使用料に関する経過措置)

2 改正後の別表第1市川公民館使用料の表の規定は、平成29年4月1日以後の市川公民館の使用に係る使用料であって、平成28年12月24日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、平成29年4月1日以前の市川公民館の使用に係る使用料及び平成28年12月24日以前に使用の許可の申請があった市川公民館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(市民談話室の使用に係る使用料に関する経過措置)

3 改正後の別表第9の規定は、平成29年4月1日以後の南行徳市民談話室の使用に係る使用料について適用し、同日前の市民談話室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文学ミュージアムの使用に係る使用料に関する経過措置)

4 改正後の別表第11企画展示室使用料の表の規定は、平成29年4月1日以後の企画展示室の使用に係る使用料であって、平成28年10月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用する。

5 改正後の別表第11グリーンスタジオ等使用料の表及び文学研修室等使用料の表の規定は、平成29年4月1日以後の文学ミュージアム（企画展示室

を除く。以下同じ。)の使用に係る使用料であって、同年1月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同年4月1日以前の文学ミュージアムの使用に係る使用料及び同年1月1日前に使用の許可の申請があった文学ミュージアムの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

- 6 平成29年4月1日前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第9 南行徳市民談話室使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
集 会 室 1	660円	1,680円
集 会 室 2	660円	1,680円
集 会 室 3	600円	1,510円
集 会 室 4	330円	950円
集 会 室 5	540円	1,400円
集会室3、集会室4及び集会室5を1室として使用する場合	1,470円	3,860円
多 目 的 ホ ー ル	2,250円	5,480円

企画展示室使用料

区 分		1日当たりの額	
		市民等	市民等以外の者
企画展示室 1	平 日	8,360円	10,030円
	土曜日、日曜日 及 び 休 日	7,040円	8,440円
企画展示室 2	平 日	7,600円	9,120円
	土曜日、日曜日 及 び 休 日	6,400円	7,680円

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 使用の許可を受けた時間に1時間単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、この表の定める額を9.5（土曜日、日曜日又は休日を使用する場合にあっては8）で除して得た額とする。

文学研修室等使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
文 学 研 修 室	6 6 0 円	2, 1 3 0 円
ア ナ ウ ン ス ブ ー ス	1 0 0 円	2 1 0 円
音 楽 ス タ ジ オ 1	4 5 0 円	9 3 0 円
音 楽 ス タ ジ オ 2	4 3 0 円	8 7 0 円

理 由

市川公民館に新たに会議室を設置することに伴いその使用料の額を定め、廃止する八幡市民談話室の使用料に関する規定を削るとともに、文学ミュージアムについて、受益者負担の適正化を図るため使用料の額を見直し、企画展示室の使用料の額を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。